

2020年5月28日

## 緊急事態宣言の解除に関する当社の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染爆発防止のため、政府より発出されておりました緊急事態宣言が5月25日に全都道府県で解除になったことに関しまして、今後の当社の対応につき、以下の通りお知らせ致します。

### 記

弊社の従業員は、各都道府県の方針を考慮した上で原則出社対応としますが、営業部門につきましては、事務所内の3密対策の一環として、在宅での業務対応が可能な従業員は、引き続き在宅勤務を許可しており、在宅勤務者の比率は、概ね50%を目安として各所属内で調整を行っております。

また出勤に関しても、新型コロナ感染リスクを考慮し、公共交通機関を利用しない通勤方法や、公共交通機関を利用する場合には、混雑状況に応じてフレックス制度を利用した時差出勤を行うなどの対応をしております。

以上の体制により、緊急事態宣言の対応期間中に実施しておりました留守番電話による応対は終了し、各部門への電話による応答を再開させていただきます。

なお、会社ホームページからのお問い合わせは、従来通り受け付けておりますので、該当部門がご判りにならない場合は、ホームページからの問い合わせをご利用願います。別途、該当部門の担当者より対応させていただきます。

当社は、今後も社内外への新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止と従業員の安全確保を最優先に、必要な対応を実施してまいります。

お取引先様を始め、関係者の皆様におかれましては引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

村林 秀晃